

愛サポだより

vol.15
2024年10月発行

発行者：一般社団法人愛知県知的障害児者生活サポート協会 理事長 川崎純夫

「一休み、一休み」

ご存知の方も多いかも、それともすでに死語となっているのかも。日本では少し昔まで、最も恐ろしいものとして「地震、雷、火事、おやじ」という言葉がありました。この「おやじ」諸説あるらしいですが、「親父」ではなく、「台風」を意味することとのこと。もっとも、「親父」という説も災害に匹敵するほど怖かった家父長制度全盛のころからあったんでしょうが、今は怖い親父は存在するのでしょうかね。よっぽど親父よりSNSが天災とともに恐ろしいものと思えますが、今年は、はじまりの日からこの最も恐ろしいと言われているものに列島がさいなまれています。何とかならないのか。今年の流行語が「線状降水帯」なんてなったら嫌ですね。台風10号は迷走に次ぐ迷走、予測が非常に難しいものだったそうです。天気は西から東への常識から東から西へと動くことを知らされた。また少し離れた台風の影響での大雨!洪水!土砂災害!ゲリラ豪雨が日本中で同時多発となれば、もはやゲリラではないでしょう。なんというのでしょうか。バタフライエフェクト?「天災の恐ろしさ」です。「天災は忘れたころにやってくる」と戒めた言葉が今では「天災は次から次へとやってくる」になっています。各地で多くの人たちが困り、その被害を被った。今回は台風でしたが、今、迷走しているのは台風だけでしょうか。私は価値観の多様化という波や便利さとその裏側にある不便さに翻弄されてしまって右往左往、身もころも迷走しています。

自分の都合の良い情報ばかりが、勝手に選び出され、いつのまにか周りを埋め尽くされ、学習させられていませんか。その価値感のまま、自分の日常を公開し、自分の都合のよい評価を信じた結果、大事故に。単に自己の優位性を保持しようとしたものが、自己肯定感の低さに打ちのめされてしまうのは私だけではないでしょう。最近は多くの人が、動画を見るのも倍速で、結果を知るのも即時携帯でと、その

時その場で白黒つけなければいけないとか、それができないとさげすまれるべき人と見られてしまう。人が速く動けなければならぬのか、時間の流れが速いのか、情報の流れについてこれない人が価値のないものと映ってしまうのでしょうか。

だからこそ、ほんの少しむこうにいる人に想像力を働かせ、お互いの尊さを感じたり、相手を敬う気持ちを大切にしたい。

だからこそほんの少し情報の海から、時間の激流から逃げ出しやり過ごしたい。

一休みしてみてもと言われたい、聞こえてくる気がしますが、多くの人にも言いたい。

そういえば、名古屋にある東山動物園は日本一動物の種類が多いところだそうです。その中に今年、これまた新しい仲間が入ったそうです。コモドラゴンのタローさん。全長270センチメートル、体重約50キログラム。世界最大?最強のトカゲさんらしいです。中には時速20キロメートルで走る方もいるらしいですが、トカゲさんですから変温動物の代表ですよ。もしかしたら、東山にいけば、日がな一日のんびりとくらしているのを見られるかも。一緒になって時間と情報が止められるかも。

トカゲさんは足がありますが、蛇足になるかもしれません。知的障害児者生活サポート協会の原点は、「共助」にあると思います。お互いの足りないを保険や工夫で少しでも補え合えれば。自助共助公助のバランスが高まれば、、、。すべての人が自己満足のみ生きる世界から、すべての人が自己実現で生きる世界へ。



理事 磯村 有吾

第15回ふれあいアート展

知的障がい及び発達障がいのある方の作品による展覧会を開催することで、ご本人の生き甲斐と自信につながる
こと、またこれを通して障がいのある人、無い人のバリアの無い交流の場をつくれます。さらに、ホームページ上で作家
紹介を行いアート雇用につなげていくことで、障害者支援延いては社会づくりの一助となることを目的として開催して
います。

大賞

ふれあいアート展

愛知県知事賞



「おやじの海」
小島 一志



「極2023」
古市 康介

名古屋市長賞



「おはなばたけ」
野村 恵美子

愛知県社会福祉協議会
会長賞



「モノクロタウン」
茅野 大輔

名古屋市社会福祉協議会
会長賞



「林原来井句」
加藤 一成

中日新聞社会事業団賞



「闇落とし」
仲 秀之

愛知県知的障害者育成会
会長賞



「演歌の花道」
喜田 恵子

愛知共同募金会会長賞



「ノリちゃん ネコまるより」
井戸田 真由美

小牧市長賞



「サイケデリックな猫たち」
奥山 優

愛知県自閉症協会
理事長賞



「富士山に噴石が飛んできた!」
山田 アメルワヒード

愛知県セルフセンター
会長賞



「岩の夕方」
成田 大晃

愛知県知的障害者施設
家族会連合会会長賞



「腹の虫」
早川 愛理

愛知アート・コレクティブ
代表理事賞



「ふくろう」
杵島 裕司

愛知県知的障害者福祉
協会会長賞



「教会の絵」
外村 幸子

愛知県知的障害児者生活
サポート協会理事長賞



「星月夜の絵の中に入ったら…
どこまでも天の川が続いていた」
清水 晟睦

AIG損害保険株式会社
名古屋支店長賞



「駄々」
飯村 直樹

ジェイアイシーセントラル
株式会社社長賞



「水族館のなかまたち」
加藤 優奈

審査員特別賞



「えとの動物たち」
森 一世

審査員特別賞



「僕の世界」
山崎 尚紀

名古屋手をつなぐ育成会
理事長賞



「チェックandチェック」
奥 伊織



研修報告

令和6年度権利擁護研修

成年後見センターが開催する権利擁護研修ですが、去る7月10(水)に「成年後見制度を学ぶ」をテーマに、顧問弁護士の熊田均先生、社会福祉士の宮田千佳子氏に加え、同志社大学教授の永田祐先生をお招きし、地域における権利擁護支援と成年後見制度の在り方を深掘りしました。また、熊田先生からは後見実務の際に躓く相続問題や同意権の範囲などコアな具体例を法的裏付けの基に検証しました。また、宮田氏が提起した身寄りなし問題に関するワークでは参加者の日頃の実務を互いに勉強するとともに、支援者同士の仲間づくりとして有意義なコミュニケーションの場となりました。大変中身の濃い研修となった今回。約70名の参加者は沢山のお土産を持ち帰った一日となりました。(田中)



研修当日の資料

成年後見センター報告

センターの後見スタッフとして女性2名が新たに参加し活動を初めており、現在15名のスタッフで後見実務を行っています。被後見人の方も高齢の方が多く、残念なことに今年度もお一人がお亡くなりになりました。その際も死亡実務から埋葬、葬儀手配、そして実際の葬儀までセンター主体で行い、熊田先生のお力を借り相続財産管理人の弁護士さんに財産を引き継ぎました。

近年、このように身寄りのない方も増えてきたこともあり、被後見人の死亡時に後見業務を終了することが現実不可能になってきています。身元保証団体の運営が問題となっている昨今ですが、成年後見人の実務範囲も見直ししていく時期が来ているようにも感じています。(センター長)



サポート協会からのお知らせ

第16回 ふれあいアート展

- 期 間 令和6年11月20日(水)～11月24日(日)
開館10時00分～閉館17時00分まで(最終日11/24は16時まで)
- 会 場 電気文化会館 東ギャラリー 名古屋市中区栄2-2-5 TEL(052)204-1133
- 応募作品 絵画・書道・写真・オブジェ(陶芸含みます)
※輸送・取り扱いには十分慎重を期しますが破損しやすい作品は不可
- 応募資格 知的障がい・発達障がいのある方
- 出 品 料 無料
- 応募規定 絵画は、F0号(18cm×14cm)～F30号(72.7cm×91cm)[額に入れてください]、書道は、葉書大(10cm×14.8cm)～半切(35cm×135cm)[裏、台紙をつけて下さい。表装可]、写真は、4切(25.4cm×30.5cm)～全紙(45.7cm×56cm)、組写真2枚可[パネル貼りか額に入れてください]オブジェは、1人で運べる大きさが1m×1m以内でお願いします。
- 応募申込 [募集期間]令和6年10月14日(月)～令和6年10月18日(金)
[応募方法]別紙「出品申込書」に所要事項を記入の上、藤花荘までFAXまたは郵送ください。
「出品申込書」はサポート協会のHP(<https://aichi-life-support.jp/>) からダウンロード出来ます。
- 作 品 作品は出品料を添えて電気文化会館 東ギャラリーまでお持ちください。
[作品受付]令和6年11月18日(月) 13時～17時

弁護士とともに考える 親亡き後に関する法制度

親亡き後問題に関し、ご家族や支援者の皆さまに向けて、親亡き後に関する法制度(ホームロイヤー・後見・遺言・民事委託)について情報をご提供するとともに、同時に個別相談会も実施し、より具体的な支援に繋がりたいと考えています。

日時：令和6年12月16日(月) 午後2時～午後4時30分

会場：ウインクあいち大会議室

講演：[テーマ1]ホームロイヤー・後見・遺言

講師 石川敦男弁護士(愛知県弁護士会)

[テーマ2]民事信託

講師 杉山苑子弁護士(愛知県弁護士会)

～各30分・質疑応答含む～

主催／愛知県弁護士会

後援／(一社)愛知県知的障害児者生活サポート協会

お問い合わせ／愛知県弁護士会事務局第2課 業務広報係

TEL：052-203-0730 FAX：052-203-2677

生活サポート総合補償制度は、2025年4月1日より補償内容等と掛金の改定を実施いたします。

1. 背景（改定の目的）

生活サポート総合補償制度は 2006 年当時、保険業法改正という大きな壁を乗り越え、各地の旧互助会制度を引き継いだ形で誕生した、知的障がい児者・自閉症児者の日々の暮らしをサポートするための他に例のない制度です。2024年度より発達障がい児者にも対象を広げ、年齢にかかわらず、知的障がい児者・発達障がい児者（自閉症児者を含む）の方であればご加入いただけ、また既往症も補償できるという特色から現在、全国の会員は約155,000人にまで達しました。一方、近年「法律上の損害賠償責任」について、判例等の法的解釈に変化がみられる現状を踏まえて、本制度の「個人賠償責任補償特約」のご請求時に、引受保険会社にて損害賠償責任の有無をより厳密に確認する運びとなりました。また、損害賠償責任の有無を厳密に確認した結果、保険金のお支払いができないケースも想定されるため、それらの一部をカバーできるよう新しい補償を導入することといたしました。

上記の背景から、当補償制度の持続的な維持・発展のため、当会ならびに各サポート協会、AIG 損害保険株式会社、ジェイアイシーグループの三者にて協議を重ね、2024 年 5 月の 全国サポート協会総会にて、2025年4月1日より制度改定を実施することが決議されましたのでその内容をお知らせいたします。

2. 保険金ご請求時の確認事項

個人賠償責任補償特約のご請求時に「法律上の損害賠償責任の有無」を、より厳密に確認させていただきます。

3. 補償改定内容

個人賠償責任補償：「施設等管理下財物復旧費用」を新設

日常生活中において、被保険者本人（＝補償を受ける方）が、施設の壁や窓ガラスなどの施設管理財物を損壊した場合、法律上の損害賠償責任の有無を問わず、修理するために要する費用について50万を限度にお支払いします。損壊部分を修理しえない場合は、その再取得費用とします。

【対象】全てのプランに自動付帯されます 【保険金額】50万円（年間通算限度額）【自己負担額】なし

4. 2025年制度掛金の変更

本改定を受け、全てのプランの掛金（保険料）の値上げを行います。

「生活サポート総合補償制度」2025年4月1日改定後のプラン内容

		Aプラン	Bプラン	Cプラン
入院給付金	傷害疾病付添介護保険金	8,000 円	8,000 円	—
	傷害疾病入院時室料 差額費用保険金	3,000 円	3,000 円	—
	傷害疾病入院諸費用保険金	1,000 円	1,000 円	4,000 円
	傷害疾病入院一時金	5,000 円	6,000 円	—
ケガの補償	死亡・後遺障害	100,000 円	100,000 円	500,000 円
	入院	3,000 円	5,000 円	5,000 円
	通院	2,000 円	3,000 円	3,000 円
個人賠償責任補償	個人賠償責任補償条項	1 億円	3 億円	3 億円
	新設 施設等管理下財物復旧費用	500,000 円	500,000 円	500,000 円
	免責金額	0 円	0 円	0 円
弁護士費用等補償	損害賠償請求費用	—	2,000,000 円	2,000,000 円
	法律相談費用	—	50,000 円	50,000 円
	弁護士接見費用	—	10,000 円	10,000 円
職業従事中事故 対応費用補償	職業従事中事故対応費用 補償特約	—	—	100,000 円
病気で死亡したとき の補償	疾病葬祭費用補償条項	100,000 円	100,000 円	—
掛金合計		24,270 円	30,170 円	26,960 円

※ご不明点がございましたら、保険代理店ジェイアイシーセントラル株式会社までご確認ください。

フリーダイヤル 0120-758-625 担当 佐藤、永田

（一社）愛知県知的障害児者生活サポート協会

〒440-0837 豊橋市三ノ輪町字本興寺41番地1 第一丸中ビル2階

TEL:0532-39-3030 FAX:0532-87-4334 Email:info@aichi-life-support.jp